

第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 通則

改 正 後	改 正 前
<p>(資本的支出後の耐用年数)</p> <p>1-1-2 省令に定める耐用年数を適用している減価償却資産について資本的支出をした場合 <u>（令第55条第4項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用がある場合を除く。）</u> には、その資本的支出に係る部分の減価償却資産についても、現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。</p> <p><u>同条第5項及び第6項</u>の規定により新たに取得したものとされる一の減価償却資産については、<u>同条第5項</u>に規定する旧減価償却資産に現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。</p>	<p>(資本的支出後の耐用年数)</p> <p>1-1-2 省令に定める耐用年数を適用している減価償却資産について資本的支出をした場合には、その資本的支出に係る部分の減価償却資産についても、現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。</p> <p><u>令第55条第4項及び第5項《資本的支出の取得価額の特例》</u>の規定により新たに取得したものとされる一の減価償却資産については、<u>同条第4項</u>に規定する旧減価償却資産に現に適用している耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。</p>

二 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表

改 正 後				改 正 前			
付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表				付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表			
別表第二 の番号	設備の種類	小分類	左の具体例	別表第二 の番号	設備の種類	小分類	左の具体例
1	食料品製造業用 設備	1	食料品製造業用 設備
		「095」砂糖・で んぷん糖類製造	砂糖精製業、ぶどう糖製造業			「095」糖類製造 業	砂糖精製業、ぶどう糖製造業

改 正 後				改 正 前			
		業					
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	「102」酒類製造業	ビール製造業、清酒製造業、黄酒（老酒、紹興酒）製造業	2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	「102」酒類製造業	ビール製造業、清酒製造業
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	「149」その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙ひも製造業、セロハン製造業、紙おむつ製造業	6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	「149」その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙ひも製造業、セロファン製造業、紙おむつ製造業
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	「172」潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	潤滑油製造業、グリース製造業	9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	「172」潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	潤滑油製造業、グリース製造業
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	「189」その他のプラスチック製品製造業	プラスチック製容器製造業、テープ類製造業（プラスチック結束テープ等）	10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	「189」その他のプラスチック製品製造業	プラスチック製容器製造業、プラスチック結束テープ製造業
13	窯業又は土石製品製造業用設備	「213」建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く。）	粘土がわら製造業、普通れんが製造業	13	窯業又は土石製品製造業用設備	「213」建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く。）	粘土がわら製造業、普通れんが製造業

改 正 後				改 正 前			
21	電気機械器具製造業用設備	「292」産業用電気機械器具製造業	電弧溶接機製造業、 <u>スターターモーター製造業</u>	21	電気機械器具製造業用設備	「292」産業用電気機械器具製造業	電弧溶接機製造業、 <u>スターターモーター製造業</u>
24	その他の製造業用設備	「321」貴金属・宝石製品製造業	装身具製造業(ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリングなどの貴金属・宝石製のもの)、 <u>宝石附属品加工業</u>	24	その他の製造業用設備	「321」貴金属・宝石製品製造業	装身具製造業(貴金属・宝石製のもの)、 <u>宝石附属品加工業</u>
31	電気業用設備 電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	「331」電気業	水力発電所、火力発電所、 <u>一般送配電事業、変電施設</u>	31	電気業用設備 電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	「331」電気業	水力発電所、火力発電所、 <u>変電所</u>
32	ガス業用設備 製造用設備	「341」ガス業	ガス製造事業、 <u>一般ガス導管事業</u>	32	ガス業用設備 製造用設備	「341」ガス業	ガス製造工場、 <u>ガス供給所、ガス整圧所</u>

改 正 後				改 正 前			
	供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以 外の導管 需要者用計量 器 その他の設備 その他の設備 主として金属 製のもの その他のもの				供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以 外の導管 需要者用計量 器 その他の設備 その他の設備 主として金属 製のもの その他のもの		
35	通信業用設備 「372」移動電気 通信業 携帯電話業	35	通信業用設備 「372」移動電気 通信業 携帯電話業、無線呼出し業
39	道路貨物運送業 用設備 「444」集配利用 運送業 第二種利用運送業	39	道路貨物運送業 用設備 「444」集配利用 運送業 集配利用運送業(第二種利用 運送業)
41	運輸に附帯する サービス業用設 備 「482」貨物運送 取扱業(集配利 用運送業を除 く。) 第一種利用運送業、運送取次 業	41	運輸に附帯する サービス業用設 備 「482」貨物運送 取扱業(集配利 用運送業を除 く。) 利用運送業(第一種利用運送 業)、運送取次業
		「485」運輸施設 提供業	第三種鉄道事業者、自動車道 業、バスターミナル業			「485」運輸施設 提供業	鉄道施設提供業(第三種鉄道 事業者)、自動車道業、バスタ ーミナル業
44	飲食料品小売業	「581」各種食料	食料品スーパーマーケット、	44	飲食料品小売業	「581」各種食料	各種食料品店、食料雑貨店

改 正 後				改 正 前			
	用設備	品小売業	各種食料品店、食料雑貨店		用設備	品小売業	
		「589」その他の 飲食料品小売業	コーヒー小売業、豆腐小売業			「589」その他の 飲食料品小売業	コンビニエンスストア、コー ヒー小売業、豆腐小売業
45	その他の小売業 用設備			45	その他の小売業 用設備		
	その他の設備 主として金属 製のもの その他のもの				その他の設備 主として金属 製のもの その他のもの		
		「603」医薬品・ 化粧品小売業	ファーマシー、化粧品店			「603」医薬品・ 化粧品小売業	ドラッグストア、化粧品店
		「607」スポーツ 用品・がん具・娛 楽用品・楽器小 売業	運動具小売業、おもちゃ屋、洋 楽器小売業			「607」スポーツ 用品・がん具・娛 楽用品・楽器小 売業	運動具小売業、おもちゃ屋、洋 楽器小売業
		「609」他に分類 されない小売業	花屋、宝石小売業			「609」他に分類 されない小売業	ホームセンター、花屋、宝石小 売業
47	宿泊業用設備			47	宿泊業用設備		
		「752」簡易宿所	簡易宿所、カプセルホテル			「752」簡易宿所	簡易宿泊所、カプセルホテル
48	飲食店業用設備			48	飲食店業用設備		
		「762」専門料理 店	てんぷら料理店、焼鳥屋、中華 料理店、焼肉店、フランス料理 店			「762」専門料理 店	てんぷら料理店、中華料理店、 焼肉店、西洋料理店
		「763」そば・う どん店	そば・うどん店			「763」そば・う どん店	そば屋、うどん店
		「764」すし店	すし店			「764」すし店	すし屋

改 正 後				改 正 前			
		「765」酒場、ビヤホール	大衆酒場			「765」酒場、ビヤホール	大衆酒場、 <u>焼鳥屋</u>
		「772」配達飲食サービス業	宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋			「772」配達飲食サービス業	宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、 <u>給食センター</u>
		「773」施設給食業	<u>給食センター</u>				
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	「782」理容業	<u>理髪店</u>	49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	「782」理容業	<u>理容店</u>
		「783」美容業	<u>美容院、ビューティサロン</u>			「783」美容業	<u>美容室、ビューティサロン</u>
50	その他の生活関連サービス業用設備			50	その他の生活関連サービス業用設備		
		「796」冠婚葬祭業	<u>葬儀業、結婚式場業</u>			「796」冠婚葬祭業	<u>葬儀屋、結婚式場業</u>
51	娯楽業用設備			51	娯楽業用設備		
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの				その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		
		「809」その他の娯楽業	<u>マリーナ業、カラオケボックス業、釣堀業</u>			「809」その他の娯楽業	<u>マリーナ業、カラオケボックス、釣堀業</u>